

登録番号 012

旧小林家住宅	
保存建築物登録年	平成31年
対象建築物となる根拠	府指定有形文化財
概要・活用方法等	住宅として使用されていた建築物を飲食店に用途を変更して活用するため、修繕及び模様替えを実施。併せて、飲食店の機能を確保するため、厨房とトイレの整備を実施。
工事種別	用途変更、修繕、模様替え



外観

### 1. 事例の概要

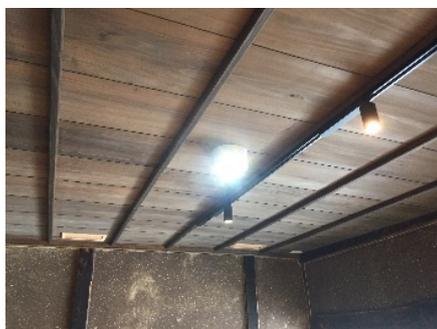
建物概要	活用前	活用後
主要用途	住宅（農家用住宅）	飲食店
構造／階数	木造／平屋建て	同左
建築面積／延べ面積	（保存建築物合計） 197.16㎡／142.04㎡	同左
建築年	1809年（文化6年）	
用途地域／防火地域	第一種住居地域／法第22条区域	
意匠設計者（外装・外構）	ノイズデザイン・アンド・アーキテクト 平岡 敬造 氏	
意匠設計者（内装）	木元洋佑建築設計室一級建築士事務所 木元 洋佑 氏	
構造設計者	井出晃二建築研究室 井出 晃二 氏	

### 2. 歴史的建築物の保存活用に当たり適合が困難だった主な規定と代替措置

条項	適合困難だった主な規定	安全性確保のための主な代替措置
法第20条	政令で定める技術的基準に適合することは確認していない。	劣化部分の健全化、耐震改修工事 既存の放水銃を最新式のものに更新等 火気不使用、建物内外前面禁煙、自動火災報知設備及びそれと連動した消防通報設備の設置、消火器の強化設置、防災訓練の実施等
法第22条	屋根を不燃材料で造る、又はふく必要がある。	
法第35条（令第126条の2、3）	排煙口を不燃材料とする必要がある。	
法第35条の3	無窓の居室を区画する主要構造部を耐火構造、又は不燃材料で造る必要がある。	



内観



非常用照明



放水銃